

令和6年12月25日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和6年12月25日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分				閉会の日時	午後4時02分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫		○	15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 野 崎 修 司				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 任 加 藤 正 則				

開会 午後 1時58分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、これより令和6年第12回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは、職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、至極ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

日にちが立つのも早くて、1月に総会をしたと思ったら、あっという間に一番最後の12月、今年最後の12月の総会となりました。

それでは、これより令和6年第12回加須市農業委員会総会を開催いたします。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

本日の総会でございますけれども、委員総数15名のうち過半数を超えます14名の皆様にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律に基づきまして、本日の総会が成立していること報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） それでは、議事の前に、本日皆さま方にお配りしてございます資料に訂正がございますので、事務局より説明申し上げます。

○事務局（前島勝己君） それでは、訂正になりますが、本日の訂正は、議案第5号になります。農地利用集積計画の委員会受付分の決定の議案書の5ページ、それから、6、7ページに、
が借り受けている欄がありますが、その欄の耕作面積が文字化けしておりますので訂正となります。こちらの面積が189万5,231㎡となります。これは
の現在の耕作面積ですから、全ての耕作面積欄に同じ数字が入ります。

同じく、議案第5号の中に、利用権の設定を受ける者の欄に、法人名が記載されておりますが、法人名の下に代表者名が抜けている欄がありますので、承認を受けまして公告する際には、すべて代表者名を表記した形で行いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

同じく、37ページをご覧ください。

37ページの大17、
の行が削除となります。こちらについては、営農者が誤って記載したということで、訂正の申出がありましたので、削除となります。

これに伴って、大和根の合計面積や4地区の合計面積が、この面積分少なくなります。

訂正については、以上となります。

○局長（野崎修司君） ただいま訂正事項につきましては、申しあげました農業委員様方よろしくお願ひいたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） それでは、開会に先立ちまして、小川会長様よりご挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は年末ということで、大変公私ともお忙しい中、当総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年も大変大きな、多岐にわたりまして出来事が発生しております。

まず最初に、1月1日に能登半島地震、そして、この地域に米で大被害を受けております夏場における高温多湿、そして、また能登半島に大被害をもたらした大雨等、多岐にわたって起こっております。

そういう中で、当地域におきましては、その後、カメムシの大発生が起きまして、私も今日この会場が来る前に、農協へちょっと行ってきまして調べましたら、去年の半分でございます。これが私の地域の標準的な数値だというふうに感じております。

そしてまたこの大きな出来事の中で、これから一番危惧しておるのが、日本海における水温の高さ、その原因におきまして、山のほうには近年になく大雪が発生しているという状況の中で、この地域は、その反動で雨が本当に降っております。私の経験上で言いますと、この反動が、今後大雨か大雪が来年の春までに起こるのではないかなというふうに感じております。そういうことを一番懸念しておるんですけども、あと1週間で今年も終わります。そういう懸念がないよう、2025年がすばらしい元旦を迎えられればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日もよろしくお願ひします。

以上です。

○局長（野崎修司君） 会長様、ありがとうございました。

それでは早速でございますが、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては小川会長様、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひします。



◎総会議事録署名委員の氏名

○会長（小川達男君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

1 番 高 橋 雅 一 委員及び

2 番 久 保 文 夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、議案書8ページ、11番、三俣地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、これまで長い間借りておりこれからも耕作するため、譲渡人は、これまでも譲受人に貸しており、今後も耕作を行わないための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局から説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月14日推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で譲渡人の さん及び譲受人のさんの5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 で、新興住宅に囲まれた665平米の田です。譲受人 さんは、譲渡人 さんから長年借り受け、稲を作付しており、また自作地に隣接しているため、耕作の利便性がよいものです。 さんも稲作をしていますが、お互い80歳近い年齢のため、話合いで将来のことを考え、この地を売買することにしたものです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転です。必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は、高齢により農業ができないための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月16日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲受人の さん及び代理人で さんの5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は で、周辺は新興住宅が立ち並ぶエリアの中心にあるこの1,613平米の田は、 さんが稲を作付した後できれいに耕うんされておりました。この申請地は さんの父親が死亡した後、 さんの兄弟が分割で相続した後も、 さんが稲を作付しておりますが、農作物を作れない兄弟たちから贈与を受けるものです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、休日、週末を中心に の実家で母親と暮らし営農する生活を続けており、経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲渡人の さんにお聞きしました。申請地の隣が さんのお宅です。譲受人の さんは、今、 に住んでいて、会社勤めで休日に戻って農業して、これからお米を作るそうです。実家が さんの近くです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図4ページ、5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人は、高齢であり体調を崩して農業ができないための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

小川さんに代わって報告します。

12月15日、田村推進員と現地を確認後、 氏宅を訪問し、両者と面談をいたしました。物件は草一本生えていない畑で管理は良好でした。 氏が父親で、 氏が息子の関係です。父親は長年にわたって です。今後も本人の農業従事は不可能であり、高齢でもあることから、息子に農地を譲渡し、息子も了承したことから本件に至りました。農地法の観点から鑑み、何ら問題なしと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月20日地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の さんは、現在 に住まいがあります。今までは月に何度か通って家と畑を管理してきましたが、この先、家と畑を管理するのは歳も重ねてきており、難しくなってきたとのことです。譲受人の さんは規模拡大を考えており、 から ぐらいということで近いことから、案件の土地を購入し、サツマイモを作付したいとのことでした。さんの宅地も購入されているとのことです。現地を確認したところ、畑、宅地ともきれいに管理されておりました。

耕作放棄地となるのを未然に防ぎ、農地を有効利用できると思いました。このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も申請地を耕作しており、これからも耕作するため、譲渡人は、市外に住んでおり農作業を行うことが難しいための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月16日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の さん、譲渡人の さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の さんは、現在、 に住まいがあり、農地を管理できる状態ではなく、この先も農地の維持管理は難しいことから、譲受人の さんに贈与するとのこと。譲受人の さんは、10年ぐらい前から案件の土地を借りて稲を作っているとのこと。 さんの農地も隣にあり、家も近いことから効率よく管理できると思いました。現地はきれいに耕うんされ、整備されておりました。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農作業ができないための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月17日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は さんが、現在、譲渡人の さんから借りて、一つの田んぼに集約し、稲を作付しております。譲渡人の さんは、これから先、農業を行うことは困難ということから、熱心に米作りに取り組んでいる さんをお願いするということでした。現地はきれいに耕うんされており、有効に土地利用できるなと思いました。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本昇君） 譲受人が さんで、下に代理って入って入って、一緒の方なんですけれども、こういう場合は代理というのは必要なんですか。こういったような質問です。

○事務局（渡辺昌也君） こちら事務局です。

代理で さんで同じ名前なんですけれども、一応、こちら譲受人の方が実際にご本人申請ということで、事務局としても議案書を発送して、直接農業委員さんがこちらの案件を調査するに当たって、連絡先として さんが対応するということだったので、一応 さんの電話番号が出ているという形です。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、12月17日に推進委員の新井さん、荻原さんと3人、それと譲受人の さん立会いの下、現地で確認と聞き取りを行いました。代理人の さんはの人で当日都合がつかないので、後日電話にて確認をしました。

申請地は、七、八年前より申請地の周りを さんが作付をしていたということで、と売買で話がまとまり、今回の申請となりました。

許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅の隣の農地であり、効率的に耕作ができるため、譲渡人は、高齢により農業ができないための申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

12月18日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人の さんから聞き取り調査並びに現地調査を実施いたしました。

現地はビニールハウスが建てられ、イチゴが栽培されており、きれいに管理されておりました。 さんによりますと、この農地は自宅に隣接しており、親の代から譲渡人により借り受けて耕作していますが、今後、耕作を継続したいことから、将来のことを考えて、譲渡人と話し合う中で合意を得られたので、今回の申請となりましたとのことでした。なお、譲渡人は高齢のために耕作をやめているとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページ、1 2 ページ及び土地利用計画図 5 - 1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅、1 棟 1 0 戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

1 2 月 1 8 日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲渡人の さん、代理人での さん及び 2 人の不動産屋の 7 人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は で、葛西用水路の西側にあり、北側が川口の新興住宅が連なり、南側は地内の田が広がり、1, 2 3 2 平米の田で、きれいに除草されておりました。

譲渡人の さんは農業には従事しておらず、この先この地の管理はできないため手放すもので、周辺農地には支障がないようです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び土地利用計画図 5 - 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（2区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月20日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲渡人の さん、代理人での さん及び不動産業2人の計7人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は684平米の畑で、 のメイン通学沿いで、新興住宅が連なって、北側に があり、その間にあります。

譲渡人は、昨年夫を亡くし、稲作ができなくなり、跡取りもそれを継ぐ意思もなく、農機具は全て処分しました。これ以上管理できないので手放すとのこと。なお、周辺には小さい農地が1枚ありますが、営農には支障がないものと推察されます。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、土地利用計画図、排水計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権30年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月19日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲渡人で譲受人の父親の さん、代理人で の さんの5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の東方で、 に位置した536平米の田です。申請地は野菜が作付してあり、きれいに管理されておりました。

譲受人が自己用住宅を建設するに当たり、周囲の農地に営農は支障はないものと思われま

す。これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、配置図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん及び譲渡人の さんの5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 さん宅の地続きの約77坪の畑であります、その北側の宅地部分を加えると90坪以上となる土地に、 に住む譲受人が自己用住宅を建設するものです。

周囲は新築の住宅が立ち並び、既存の集落や農地と共存しておりますが、営農に支障はないものと推察されます。 さんはほかにも農地がありますが、他人に貸して農業をやめ、会社勤めをしているので、これからも農業に従事するつもりはなく、申請地の農地と宅地の一部分を手放すものです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページ及び土地利用計画平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（21区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草がありましたが、管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしました。先ほどの第3条の案件で話した方です。この申請地は、二、三年前から新しい住宅が建ち、農地としてこれから作るのは難しいと思い、この申請地の土地の売買になり、今回の申請に至ったとのこと

です。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟6戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんのお宅に何度か行きましたが会うことができなかったので、代理人の さんにお聞きしました。

申請地は数年前はお米を作っていて、高齢のため作ることが難しくなり、土地の売買の話があり、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（12区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地はお米を作っており、数年前から新しい住宅が周りに建ち、それと申請地の北に新しい道路ができてお米を作ることが難しくなり、今回の新鮮に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

譲渡人、譲受人のお宅が近くでないで、代理人の さんにお聞きしました。

譲渡人の さんは、今、 にお住まいで、お仕事は と をされて、申請時は資材置場に使用しており、高齢になりお仕事を辞めて、今はきれいに片づけて、土地の管理が難しくなり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、23ページ、平面図及び断面図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（5か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月15日に、田村推進委員と現地を確認後、
、
を訪問し、両者と面談をいたしました。
氏は
に転居し、屋敷は工事状態のため面談はできませんでした。

物件はほほど管理されている田でしたが、
、
両氏の話から、以前より水管理が難しい農地であったとのことです。今回、奥の所有者の
さんより農事改良の相談があり、手前の農地の所有者で
、
両氏も承諾したとのことです。
の
氏と面談をし、3者からの依頼で農地改良するもので間違いのないとのことです。

農地法の観点から鑑み、何ら問題はないと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長(野崎修司君) 議案審議の途中でありますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

◇

◎開議の宣告

○局長(野崎修司君) それでは審議を再開いたします。

○会長(小川達男君) それでは、始めさせていただきます。

◇

○会長(小川達男君) 10番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページ、25ページ及び土地利用、給排水計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅(20棟)を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月15日に田村推進委員と現地を確認後、地権者代表で、宅を訪問し、面談をいたしました。現地はのの田で、耕作するには不便な土地です。最大の地権者の氏は、に住んでおり、数十年前に叔母から遺産相続で取得したものです。また、ほかの地権者は市街化地域のバイパス沿いに住んでおり、ロードサイド店舗等の賃貸業を営んでおり、農業は自分ではやっていないのが現状です。

今回、から住宅開発の話があったので、待っていましたとばかりで、全員が賛成したものです。の代理のに確認したところ、皆様の同意の下、進めていますとのことでした。

農地法の観点から鑑み、問題なしと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 説明いたします。

位置図27ページ、28ページ、土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月17日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人、
、
さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の
さん、
さんともにこれから先、農地の維持管理が難しいことから、
さんをお願いしたいとのことです。太陽光発電の管理体制は年3回、除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。

周りに住宅がありますが、太陽光発電の設置のことは知らせてあるそうです。現地は既に太陽光発電が数か所設置してありました。また、耕作放棄地もある場所でした。農地として有効利用するのもなかなか難しく、やむを得ないのかなと思いました。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、30ページ、平面図及び断面図5-13①から③をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、9か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

12月16日月曜日に、推進委員の清水さんと今回の申請の事業者でありますの さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

本件は農地改良を目的とした9か月間の一時転用の申請でございます。現地の状況ですが、耕作はされておりませんで、雑草やアシ等が生えていた土地でしたが、現状としてはアシ等がきれいに刈られておりました。

農地改良する面積は、1万平方メートルを超える割と大規模なものとなっております。農地改良が終わった後は、一連の畑としての 農家さんが麦を作付する予定となっておりますことでした。

現地は や と隣接しておりまして、 の農家さんが通う通算距離としても問題はないと考えております。現状は耕作されていない農地ですが、今回の農地改良により一連の畑となり、効率的に麦を作付できることとなります。

こうしたことから、今回の一時転用につきましては、農地法5条の許可要件を満たしており、問題はないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

12月17日火曜日に、推進委員の清水さん、そして本申請の譲受人でありますの さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともにお話を伺ってまいりました。

本件は太陽光発電施設の設置を目的とした農地の取得でございます。譲受人のは、先ほど須藤委員さんから報告のありました12番の樋遣川の案件と同様でございます。

申請地ですが、登記簿上の地目は畑ですが、以前は陸田として米を作っておりました。現状は譲渡人も高齢となり、稲作ができなくなり、年数回、シルバー人材センターに草刈りをお願いしているような状況で、今回、現地確認をした際にも草等は刈られておりました。

本件農地につきましては、以前から譲渡人の さんから、誰か耕作をしてくれる人はいないか、あるいは購入してくれる人はいないかという相談を受けておりました。私のほうで隣接する農地を耕作している方や、近隣の大規模農家さんなどにお会いし、意向を伺っておりました。しかしながら思うように話が進まず、その旨を譲渡人の さんにお伝えしてあったところでした。こうした中で、譲渡人は、農地としての貸借や売買でなく、太陽光発電施設の設置ということで、転用による売買という形を選択したものと思

います。の さんからの聞き取り結果ですが、太陽光発電施設の設置に伴い、近隣住民や隣接する土地所有者等の同意を得ているとのことでした。また、施設の管理体制ですが、周囲にネットフェンスを設置し、外部からの侵入を防止するとともに、事業者名や連絡先等を明示した看板を設置するとのことでした。さらに防草シートを一面に

張り、草が生えないようにすること。しかし、シートでカバーできない部分については、年二、三回草刈りを行うとのことでした。

現地調査や聞き取り結果については以上でございまして、農地法5条の許可要件の立地基準、一般基準とも問題ないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○12番（松本昇君） 12番、松本です。

計画図で、中央ぐらいに線か何か入っていますけれども、これはどのようなものなのか分からなかったの、聞いたんですけれども。こういうすうっというような、何かなと思ったんです。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

こちらの土地利用を見ていただいて、線が入っている場所は、全て網の下のところから出ておりますので、こちらは太陽光施設ということで、そちらのケーブル線になるかと思えます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ほかにないようですので、採決いたします。

14番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

12月17日に推進委員の泉津井さんと、譲渡人の さんの自宅に伺いました。そして話を聞いてまいりました。 さんも高齢のために、最近、稲作は自宅近くの田んぼだけ作って、あとは遠いところは中間管理で委託しているとのことでした。畑に関しては、以前は小麦を作っていたんですが、最近は何も作らず、ただトラクターで耕うんしている状態でした。この申請の場所もきれいに管理されていました。それで将来を考えて、いろいろ少しずつ整理したいということで、不動産屋さんに頼んでいたところ、今回、契約者が見つかったということで、今回の申請に当たったということです。

許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ、34ページ、申請地計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、従業員及び来客者用駐車場（敷地拡張）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の従業員駐車場に工場の拡張計画をした結果、今回の申請地に従業員駐車場等を設置するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、12月17日に推進委員の新井さん、荻原さん、
さん、
で
の
さん、譲渡人を代表して、
さん
の立会いの下、聞き取りと現地確認をいたしました。

現地は、稲が刈ったままですが、管理されておりました。申請地は、今年の8月に除外申請が通った農地です。既存の駐車場に工場を拡張する計画を立て、新たに従業員、これ200人で、見学者用の大型バスが駐車できる駐車場を作るために計画した今回の申請となりました。

許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ、配置図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅（敷地拡張）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、住宅敷地の一部が農地であったため、自家用車や来客者用駐車スペースを確保するためであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

12月19日、田村推進委員と譲受人の代理人になります。 の さん立会いの下、現地の確認とお話を伺ってまいりました。

現地は草もなく、きれいに管理はされておりました。譲渡人の さんですけれども、相続で土地を取得されましたけれども、長年耕作はしていなかったそうです。しかし、草の管理だけは周辺の方に迷惑になるので、草刈りだけはしていたということです。譲受人の さんですけれども、申請地の上にありますのが、上に四角いのがありますけれども、そこが さんのご自宅でありまして、住宅もその敷地内では大変狭く、自家用車2台分、奥様と旦那さんがいらっしゃるんですけれども、車2台分が止めるスペースがないということで、今回 さんのほうから土地を手放したいというお話があったので、この際ですから買って駐車スペースを造りたいというお話でした。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

12月20日金曜日に、推進委員の落合さんとお二人で、現地確認に行っていました。現地で、譲渡人の さんのお父さんの さん、譲受人の さんの代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。自己用住宅を造る人は さんの娘さんとのことでした。

現地はきれいに管理されておりました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第3号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分、12月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、合計10筆、面積2万1,506.00平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

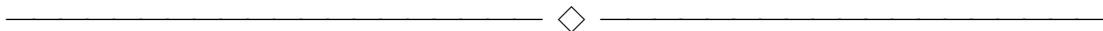
（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和6年（12月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農地のへ貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに関弘明委員、増田広美推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（関弘明委員、増田広美推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、令和6年10月1日から15日までに申出さ

れた利用権設定案件でございます、4ページでございますとおり、新規分、705筆、面積74万2,995平方メートル、更新分、250筆、面積31万4,199平方メートル、合計955筆、面積105万7,194平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、令和7年1月1日から法的効力が発生するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

このほかの3号と4号でもあったんですけども、借り賃が載っているところと載っていないところというのがあるんですけども、これはただで借りるという、賃貸になるという感じで、空欄のところはそういう考え方でよろしいですか。10アール当たり空欄になっているんですけども。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

そうですね。空欄のところは使用貸借になっていますので、お金が発生しないというかたちになっております。使用貸借ということで。

○事務局（前島勝己君） 使用貸借以外にも、賃貸借というのがありまして、使用貸借については、貸し借りのお金がゼロ円となります。

○1番（高橋雅一君） 賃貸借。

○事務局（前島勝己君） いや、使用貸借です。使用貸借はお金が絡まない貸借となりますので、借賃欄が空欄となっています。

○1番（高橋雅一君） 承知しました。ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○12番（松本昇君） 12番、松本です。

表紙というか、この議案第5号のところに、委員会受付分というふうに入っていますけれども、県のほうの農林振興センター等でやっている農地中間管理事業のこういったものとは、これはどう違うんですか。県のほうでもこういうのをやっているような気もしたんですけども。

○事務局（前島勝己君） 中間管理事業の議案について、本日の議案の第3号と第4号で、審議いただいております。議案書の表紙に、農業経営基盤強化促

進法等の一部を改正する法律と記載され、その上にカッコ書きで、農地中間管理事業分と表記されているものや、農地中間管理事業の推進に関する法律と表記されているものが、中間管理事業の案件となります。通常は、議案第4号、第5号で審議いただいております。

今回の第5号議案については、農業委員会で10月に受け付けた利用権の貸借の内容となっております。利用権の申請については、これが最後となり、今後の通常の貸借は、中間管理事業に一本化されます。それ以外の手続きでは、農地法の3条の申請があり、今後申請件数が増加することも想定されます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（委員会受付分）の決定について」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している関委員、増田推進委員の入室をお願いします。

（関弘明委員、増田広美推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。

それでは、報告第1号から第3号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の13ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について11件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、16ページをご参照ください。

市街化区域の農地転用の届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、17ページからをご参照ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について57件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へ戻します。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） 小川会長様、進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

今日、私も質問、ちょっとしたんですけれども、あまりここで黙っているとあいつは何をしているんだというふうに言われそうな気がしたので、たまには質問でもしてみようかなというのでしました。

それでは、これをもちまして、令和6年第12回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時02分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年12月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 高 橋 雅 一

署名委員 久 保 文 夫